

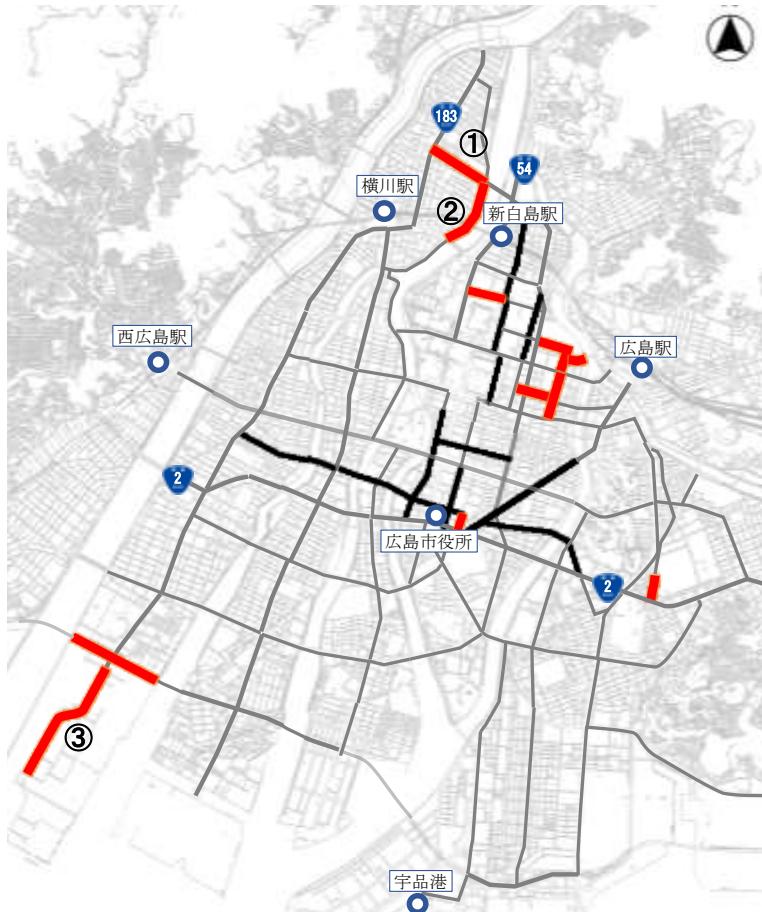
広島市自転車都市づくり推進計画に基づく取組の進捗状況について

1 走行空間整備 ～はしる～

【令和2・3年度の主な実施内容】

(1) 自転車走行空間整備

西1区御幸橋三箇線（三箇町3丁目～北大橋西詰）等において、約5kmの整備を行った。



«①西1区御幸橋三箇線»

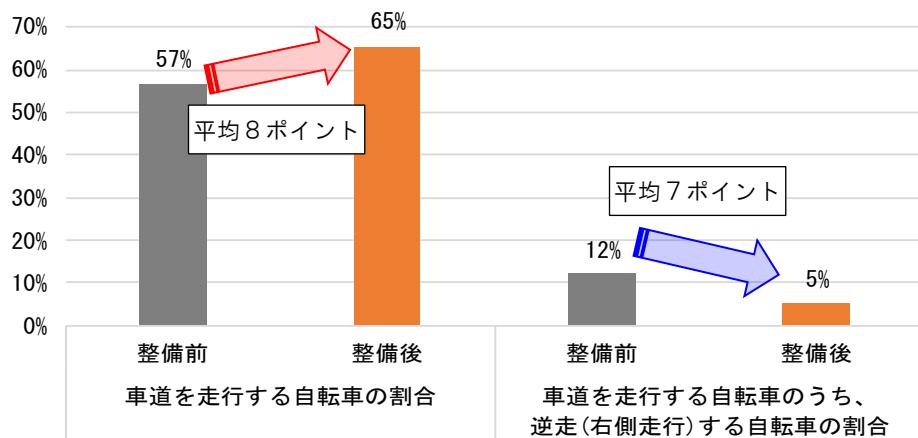


«②三箇橋大芝線»



«③南観音観音線»

整備前後の効果



出典：広島市調査

(2) 自転車に対する注意喚起標示の設置

歩行者と自転車が混在する幅員が狭い歩道において、歩行者の安全確保のため、自転車の減速を促す路面標示を設置した。



《整備状況（緑大橋）》

【令和4年度の主な実施内容（予定）】

(1) 自転車走行空間整備（予算額：4,990万円）

- ① 市内中心部及び周辺における自転車ネットワーク路線の整備（4,150万円）
- ② 平和大通り自転車走行空間整備検討（840万円）

東西路線の軸として、平和大通りの自転車走行空間の整備方法について検討を行う。

2 駐輪場整備～とめる～

【令和2・3年度の主な実施内容】

(1) 市営駐輪場の整備

- ① JR天神川駅北第二駐輪場（増設）

JR利用者の駐輪需要に対応するため、駐輪場の拡充を行った。（令和3年3月完成）

収容台数：498台（平面）⇒536台（平面）



- ② 旭町駐輪場（新設）

街路事業の用地を利用して仮設駐輪場を開設していたが、街路事業の進捗に伴い廃止となつたため、駐輪場を新設した。（令和4年6月供用）

収容台数：自転車75台、原付25台（平面）



(2) 民間駐輪場整備費補助

1 件の申請があり、自転車 89 台の民間駐輪場の整備の補助を実施した。

○広島大手町 1 丁目駐輪場 (R2. 7 開設)

収容台数：自転車 89 台

利用料金：1 日 100 円 (24 時迄)

以降 1 日毎 100 円



【令和 4 年度の主な実施内容（予定）】

(1) 市営駐輪場の整備（予算額：960 万円）

- ① 梅林駅駐輪場実施設計 [屋根設置]（予算額：160 万円）
- ② 西広島駅北口駐輪場実施設計 [移設]（予算額：800 万円）
(区画整理事業の実施に伴う移設)

(2) 民間事業者による路上駐輪場の整備（国道 54 号路上駐輪場の整備）

都心部において、買物目的などの利用者等の駐輪ニーズに応えるため、国道 54 号（相生通り～平和大通り間）の広幅員歩道において、民間事業者による駐輪場整備を行う。

【整備概要】

- ・事業期間：約 10 年間
 - ・整備台数：最大約 150 台
 - ・整備内容：
 - 路面舗装
 - 駐輪ラック
 - 案内板及び料金徴収機器 等
 - ・事業者選定方法：公募
- ※民間駐輪場整備費補助の活用が可能



(3) 民間駐輪場整備費補助（予算額：620 万円）

令和 4 年度から、現行の民有地への駐輪場整備に係る補助に加え、本市が指定する道路の路面への民間駐輪場整備についても補助の対象とする。令和 4 年度補助予定台数は約 200 台。

補助金交付額

民有地に設置されるもの	対象経費又は標準整備費いずれか低い額の 3 分の 2 の額
本市が指定する道路の路面に設置されるもの	対象経費又は標準整備費いずれか低い額の 2 分の 1 の額

標準整備費

形式	1 台当りの設備費	標準整備費
平面式(2段ラックを含む)	6 万円	1 台当りの設備費に収容台数を乗じた額 (原付、自動二輪は 1.5 倍)
立体式(機械式を含む)	10 万円	

(4) 既存駐輪場の有効活用

市営駐輪場の管理方法として利用料金制※を導入し、利用料金の上限額を上げて指定管理者が創意工夫を行うための原資を確保することで、以下の取組を実施

〔※ 利用料金制とは、公の施設の利用料金を、地方公共団体ではなく指定管理者の収入とすることができます。制度であり、指定管理者のノウハウを活用した料金体系の設定や設備更新などが期待できる。〕

① 柔軟な料金体系の導入

電磁ラックシステムの整備

駐輪場における短時間無料の導入



《袋町小学校地下駐輪場》



《相生駐輪場》

② I C T を活用した市営駐輪場の利便性向上

登録利用の web 申請及びクレジット決済の導入



③ 老朽化した駐輪場設備の更新

トイレの改修や垂直式二段ラックへの更新



《東新天地駐輪場》



《大手町駐輪場》

3 ルール・マナーの遵守 ~まもる~

【令和2・3年度の主な実施内容】

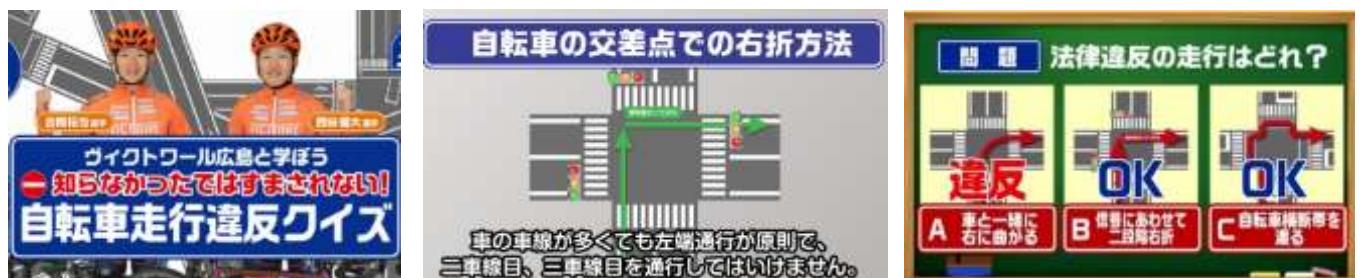
(1) 広島チャレンジサイクルキャンペーン

自転車交通ルール・マナーの啓発イベントを開催する、広島チャレンジサイクルキャンペーンを実施した（なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からイベントは中止し、代わりに啓発動画を作成）。

【取組内容】

① 啓発動画

小学生以上の自転車利用者を対象に、自転車ルール・マナーについてヴィクトワール広島の選手がクイズ形式で解説する、イラストを多用した啓発動画を作成し、「広島市公式チャンネル（YouTube）」に掲載した（内容については広島県警交通企画課監修）。



② 自転車マナーアップフェスタ

会場：フジグラン広島（令和4年1月8日（土））

内容：自転車ながらスマホVR体験、子ども安全免許証の発行、ローラー台デモンストレーション&自転車交通安全教室、ぴーすくるの紹介 等



《VR体験（KDDI株）》

《子ども安全免許証（JAF）》

《自転車教室（ヴィクトワール広島）》

(2) 自転車マナーアップキャンペーンの実施

警察、地域団体、学校等と連携し、通勤・通学時における自転車利用者のルール遵守及びマナーの向上を図るため、6月と2月に、全区において啓発活動を実施した。



《自転車マナーアップキャンペーン》

(3) 本通アーケード街等における乗り入れ違反者への街頭指導

昼間に自転車の乗り入れが禁止されている本通りアーケード街等で、毎月1回警察や商店街などと連携して違反者への街頭指導を実施した。



(4) 各種媒体による自転車のルール・マナーの周知

公共施設等へのポスターの掲示や、広報番組、広報紙、チラシの配布などにより自転車のルール・マナーを周知した。

《ひろしま市民と市政（令和4年2月15日号）》

(5) 小学生を対象とした自転車教室

市内の小学校において、広島市の交通教育指導員による自転車教室を開催した。（令和3年度約100回実施）



(6) 自転車運転免許制度の実施

継続的な自転車交通ルールの遵守を目指すため、市立小学校の3年生を対象に、自転車教室を受講後に自転車運転免許証を交付する自転車運転免許制度を実施した。（令和3年度約11,000枚）

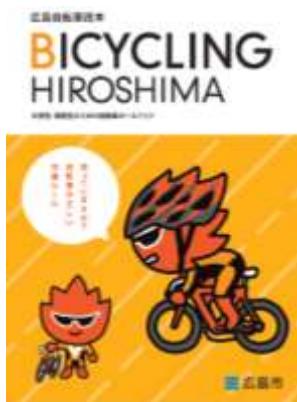


《自転車運転免許証》

(7) 中学・高校生を対象とした自転車読本の配布及び自転車通学許可制度の実施

自転車のルールなどを分かりやすく記載した自転車読本を作成し、市内の全中学・高等学校の1年生に配布した。（令和3年度約25,000枚）

また、市立の中学校・高等学校等に自転車で通学する1年生を対象に、講習等を実施した上で自転車通学許可証を交付する自転車通学許可制度を実施した。（令和3年度約1,400枚）



《自転車読本》



《自転車通学許可証（中学生用）》

(8) 駐輪指導および放置自転車等の撤去など

「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、「自転車等放置規制区域」内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去を実施した。

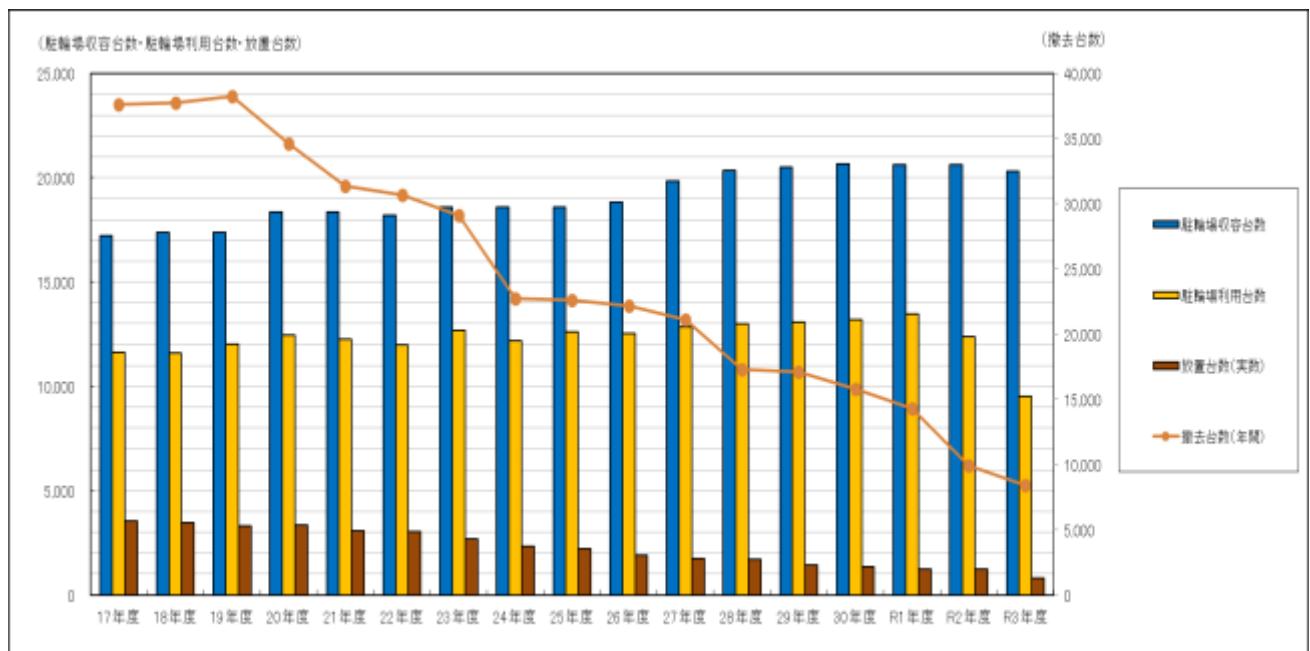
また、5月に放置自転車ゼロの日キャンペーンとして、本通り・金座街・えびす通り・アリスガーデン周辺の放置自転車を重点的に撤去した。



《放置自転車等の撤去作業の実施》



《街頭指導の実施》



※1 駐輪場収容台数は各年度4月1日現在の状況である。路上駐輪場及び民間路上駐輪場(平成26年7月～)を含む。

※2 駐輪場利用台数及び放置台数は、各年度5月(令和2年度においては、コロナの影響により10月)に調査したもので、それぞれ17時時点の瞬間台数である。

《撤去・放置台数の推移》

(9) 自転車保険加入促進策の実施

各種キャンペーン等における保険加入の呼びかけや「ピースくる」のドレスガード（広告用スペース）を活用したPRにより、自転車保険の加入促進に取り組んだ。

また、「チャレンジサイクルキャンペーン（放置自転車ゼロの日キャンペーン）」の一環として、「自転車保険加入促進・自転車点検促進キャンペーン」を実施し、市内中心部の市営駐輪場において、自転車保険加入促進チェックシート・自転車点検チラシを配布し、自転車保険への加入や自転車の点検実施を促した。



《イベント時における保険加入の呼びかけ》



《「ぴーくる」のドレスガードを活用したPR》

【参考】

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例について

(令和4年10月6日施行 (自転車損害賠償保険等への加入等については、令和5年4月1日から施行。))

広島県条例施行により、令和5年4月から自転車利用者（未成年を除く。）は、自転車損害賠償保険等への加入が義務化

第四章 自転車損害賠償保険等への加入等

- 第13条 自転車利用者（未成年を除く。）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 2 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入措置が講じられているときは、この限りでない。
- 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

【令和4年度の主な実施内容（予定）】

(1) 広島チャレンジサイクル推進事業（予算額：250万円）

「見て・聞いて・やって実感」のテーマのもと、本通りや集客施設等において、自転車交通ルール・マナーの啓発イベントを開催する。

令和4年5月：紙屋町シャレオ地下広場において「自転車マナーアップフェスタ」を開催

令和5年2月頃：大規模施設において「自転車マナーアップフェスタ」を開催

（スタントマンにより自転車の事故を再現し恐怖を実感してもらうことで交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ取組である「スクエアードストレート」について実施予定）

(2) 自転車マナーの指導啓発など（予算額：242万6千円）

自転車マナー向上のための指導啓発など各種取組を継続して実施する。

(3) 駐輪指導および放置自転車等の撤去など（予算額：1億1,956万6千円）

放置規制区域において、自転車等の放置を防止するための街頭指導を実施するとともに、道路上などに放置されている自転車等の撤去を行う。

4 活用促進 ～いかす～

【令和2・3年度の主な実施内容】

(1) 広島市シェアサイクル「ぴーすくる」の推進

通勤、通学、買物などの市民の日常生活の移動手段としての利用を促進するため、商業施設、公共施設、オフィスビルの空きスペースなど、市民に利用しやすい場所へのサイクルポートの増設に取り組むとともに、自転車を250台追加した。

※ 「ぴーすくる」については、令和2年度まで本市の委託事業として実施してきたが、令和3年度以降は、本市とドコモバイクシェア(株)の共同事業として運営している。



《公共施設への設置(府中町役場)》



《商業施設への設置(広島銀行)》

【利用状況】

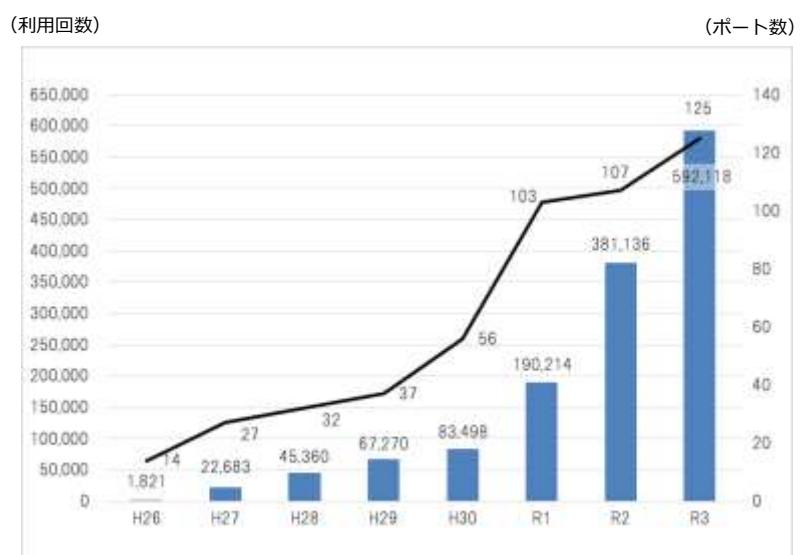
令和3年度の利用回数は約59万回で、令和2年度の約39万回に比べ1.5倍以上と大幅に増加している。

【サイクルポート数】

131箇所（令和4年10月31日時点）

【配置車両数】

750台（令和4年10月31日時点）





«ポート位置図»

(2) 広島クリテリウムの開催支援

令和3年7月11日（日）に西区商工センターで開催された、自転車ロードレースのプロツアーアーである「広島クリテリウム」について、開催経費の補助や市の広報媒体を活用したPRなどの支援を行った（令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により中止）。



«プロレース»



«パレードラン»

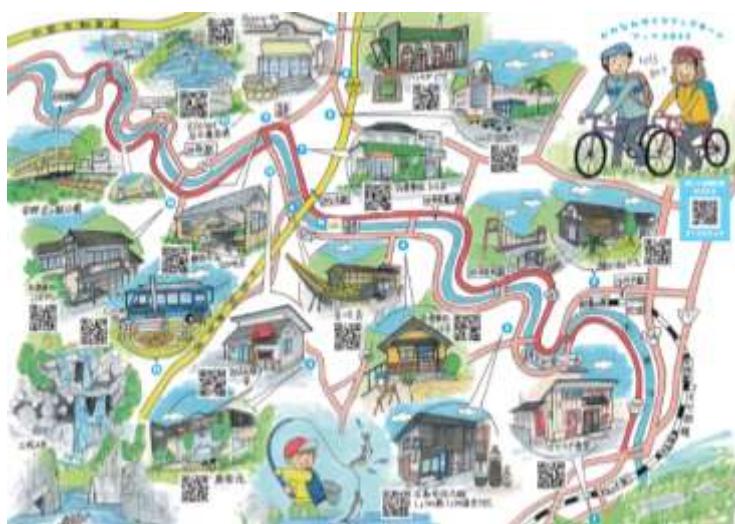
(3) 自転車を活用した健康づくり

令和3年11月21日（日）に南区似島町で、地元の自転車プロチーム「ヴィクトワール広島」等と連携し、幅広い年齢層を対象として、健康サイクリングイベント（似島ぐるっとサイクリング）を実施した。



(4) 自転車を活用した市民主体の魅力づくりの推進

地元団体が実施している太田川沿いの「かわなみサイクリングロード」を活用したにぎわい創出の取り組みを支援するため、ルートを効果的に案内するための路面表示を行った。



《路面標示》

《地元団体が作成した「かわなみサイクリングロードマップ」》

【令和4年度の主な実施内容（予定）】

(1) シェアサイクル事業の実施（予算額：79万2千円）

商業施設や公共施設等へのサイクルポート設置を進め、更なる利便性向上を図るとともに、市職員が公務で「ぴーすくる」を利用するための法人会員登録を行う。

(2) 広島クリテリウムの開催支援（予算額：333万3千円）

大会の開催に必要な経費への補助を行う。

(3) 似島ぐるっとサイクリングの実施（予算額：69万円）

南区似島町で、地元の自転車プロチーム「ヴィクトワール広島」等と連携し、幅広い年齢層を対象として、自転車を活用した健康サイクリングイベントを実施する（令和4年11月19日（土）開催）。